

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条 この規則は、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年九月石川県条例第二十九号。以下「条例」という。）<u>第十一条の規定に基づいて、条例施行のため必要な事項を規定することを目的とする。</u></p> <p>第七条 手当は、次項に定めるものを除き、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第九条の規定による手当は、別に定める日に支給する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、手当の支給については、給料支給の例による。</p>	<p>第一条 この規則は、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年九月石川県条例第二十九号。以下「条例」という。）<u>第十二条の規定に基づいて、条例施行のため必要な事項を規定することを目的とする。</u></p> <p>第七条 <u>条例第五条、第六条、第八条第二項第二号、第十条、第十条の四、第十条の五及び第十条の七の規定による手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、条例第八条第二項第一号の規定による手当は、その月の給料の支給日にそれぞれ支給する。</u>ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第九条の規定による手当は、別に定める日に支給する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、手当の支給については、給料支給の例による。</p>

